

土岐市西部地域包括支援センターの指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会が開設する土岐市西部地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「高齢者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮する。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定のサービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正性中立性の確保に配慮する。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称は次のとおりとする。

- 1 名称 土岐市西部地域包括支援センター
- 2 所在地 土岐市下石町1060番地 （土岐市総合福祉センター 1階）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供に当たるものとする。

- 2 保健師等1名（常勤）主任介護支援専門員1名（常勤）社会福祉士1名（常勤）
介護支援専門員1名（常勤）
担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 1 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号29条から第31条の規定）に従って実施。
- 2 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は第3条に規定するセンター内、委託先の居宅介護支援事業所内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。
- 4 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- 5 モニタリングの結果記録は、少なくとも1月に1回実施する。

（担当職員による居宅訪問頻度等）

第7条 担当職員による居宅訪問は次の各号に定めるときに行う。

- 1 提供開始月
- 2 提供開始の翌月から起算して3月に1回
- 3 サービスの評価期間が終了する月
- 4 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を実施する。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、土岐市（下石町・妻木町・鶴里町）とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じたうえ、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第10条 提供したサービスに関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置するものとする。

2 提供したサービスに関し、法第23条の規定により土岐市が、また、法第24条の規定により厚生労働大臣、岐阜県知事又は土岐市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及びその家族からの苦情に関して土岐市長が行う調査に協力するとともに、土岐市又は岐阜県知事及び土岐市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 センターは、担当職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

4 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはいけない。

5 担当職員は、利用者に対し居宅サービス事業者によるサービス利用の強要をし、又は当該事業者からその対価として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

6 業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報、担当職員でなくなった後においても第三者に漏らしてはならないことを、従業者及び委託事業所との契約の内容に盛り込むこととする。

7 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合に

は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。